



平成21年5月18日

各 位

会社名 東海染工株式会社
代表者名 取締役社長 八代 芳明
コード番号 3577 東証・名証第1部
問合せ先 取締役管理部長 津坂 明男
(TEL 052-581-8141)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第89期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

(現 行 定 款)	(変 更 案)
(株券の発行) <u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。 (单元株式数) <u>第 8 条</u> 当社の单元株式数は、1,000 株とする。 (单元未満株券の不発行) <u>第 9 条</u> 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、 <u>单元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはその限りではない。</u>	(削除) (单元株式数) <u>第 7 条</u> 当社の单元株式数は、1,000 株とする。 (削除)

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号で掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株式名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号で掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株式名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (予定)